

定額給付金の申請が始まりました

申請受付期間：平成21年3月30日(月)～平成21年9月30日(水)

定額給付金は住民のみなさんの生活支援と地域活性化を目的として支給されるものです。

給付金を受け取るには、武雄市への申請(請求)が必要です。

給付までのながれ

申請は郵便で

申請者は原則
世帯主



※窓口申請もできます

金融機関口座振込



指定された
口座へ振り込み

※現金での支給は原則として、口座をお持ちでない方に限ります。

4月12日(日)までの受付分は、4月24日(金)に指定口座へお振込みを予定しています。

※ただし、ゆうちょ銀行へのお振込は5月中旬になります。4月中の受給を希望される方は、他の金融機関口座もしくは、市役所等での現金受給をご利用ください。なお、現金による支給は、4月27日(月)以降を予定しています。

●給付対象者

武雄市における給付対象者は平成21年2月1日現在で、①または②に該当する方です。

- ①武雄市の住民基本台帳に登録されている方
- ②武雄市の外国人登録原票(不法滞在者、短期滞在者を除く)に登録されている方

●支給額について

年齢	1人あたりの支給額
65歳以上 (昭和19年2月2日以前に出生した方)	20,000円
18歳以下 (平成2年2月2日以降に出生した方)	20,000円
上記以外	12,000円

●申請および給付方法

原則として、世帯主本人名義の金融機関口座への振込みによる給付となります。申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して返送ください。(切手は不要です)

※申請書の記入方法や添付資料にご不明な点がある方は、受付窓口をご利用ください。

受付	日時	受付案内
通常受付	月～金	本庁(1階案内)および各支所総務課
臨時受付	4月4日(土)・4月5日(日)	本庁
	4月11日(土)	本庁、各支所
	4月12日(日)	本庁、各支所、各町公民館等

※受付時間は8:30～17:15となっております。

また、病気や障がいなどにより、申請手続きが困難な方はご相談ください。市職員の訪問等により対応いたします。

●お問い合わせ 政策部 企画課 電話23-9325